

# ソワレ・ド・ラポール運営規約

(名称)

第1条 NPO法人ビタショコ（以下、「ビタショコ」という。）が運営する、OL・主婦中心の学びと出会いのための女性交流会の名称を「～淑女的絆相逢夜会～ Soiree de Rapport ソワレ・ド・ラポール」（以下、「ラポール」という。）とする。

(目的及び活動の骨子)

第2条 自分らしい生き方を模索している東海在住の40歳以上の女性を中心に、「私の人生の主人公は私！」と言い切れる人生を送ってもらうことを目的に、単なる食事会ではなく、

1. 交流食事会の前に食にまつわる知識や淑女の食マナー等の勉強会
2. 「楽しい！」を追求し、互いの生き方を尊重し合うための交流食事会をセットとした「学びの食事交流会」として運営していくものとする。

(プロジェクト名)

第3条 ラポールの運営目的達成のためのプロジェクト名を、以下の通り定める。

～私の人生の主人公は私！～ 『輝く女性のMyLifeヒロイン化プロジェクト』

「当プロジェクトでは、40代以上の女性たちを中心にちょっと息抜きのできる「人生の主人公タイム」を提供すべく楽しい食事会やイベントを開催し、異業種の人と出会える事で刺激を受けて素敵な人生を謳歌したいと思う前向きな願いの創出や、誘い合える女友達・仲間づくりを支援していくものとする。」

(特定非営利活動項目)

第4条 NPO法人としての特定非営利活動項目は、以下の通りとする。

1. 女性の経済力アップ&意識改革・・・「男女平等参画社会の形成を図る活動」
2. 東海地区の飲食店の経済活性化・・・「経済活動の活性化を図る活動」
3. 飲食店の質の改善・・・「消費者の保護を図る活動」

(イメージカラー)

第5条 会のイメージを明確にするための「シャンパンゴールド」をイメージカラーとして設定する。

(事務局の設置)

第6条 会の円滑な運営を支援するために、ラポールを管理する事務局を「名古屋市東区泉1-3-41 ネットプラザ泉ビル4F NPO法人ビタショコ内」に置く。

(事務局の役員及びスタッフ等)

第7条 事務局の役員は株式会社ビタショコの役員が兼務する。

事務局代表 NPO法人ビタショコ 理事長 畠山 憲子

企画立案理事 NPO法人ビタショコ 副理事長 伊藤 麻美

集客支援理事 NPO法人ビタショコ 理事 余語 まりあ

イメージ牽引リーダー ビタショコリーダーズ 櫻井 由美

2. その他イベントカテゴリーに応じ、会の円滑な運営のため、イメージ牽引リーダーとは別にサブリーダーを設置する。

(事業内容)

第8条 事務局は、以下の事業を運営する。

- (1) 勉強会「ピクワソティ」を組み込んだ学びの女性交流食事会の運営

(2) ラポール参加者情報共有・連絡用の Facebook グループの運営

(3) 食や酒に関するマーケティング事業の運営

(ラポール会員の定義)

第9条 事務局は会の円滑な運営のために、ラポールに興味のある、または食事交流会参加者を対象に「ソワレ・ド・ラポール会員」(以下、「ラポール会員」組織を組成する。ラポール会員の定義は以下の通りとする。

(1) 東海在住の40歳以上の女性(20歳以上の女性で成長意識の高い女性も参加可能)

(2) OL・主婦を中心とするが、独立開業者も参加可能

(3) 「私の人生の主人公は私!」と宣言し、自らの人生を積極的に謳歌したい女性

(事務局の権利)

第10条 NPO法人ビタショコの信用度の保持のため、事務局は当規約の決定・改定権及び会員の入会・退会審査権及び決定権、業務改善指導権、強制退会命令権等、ラポール会員組織の適切な管理運営のために必要な権利の一切を保持するものとする。

(ラポール会員としての誓約事項)

第11条 入会のためには以下の事項を遵守すると誓約することが必要であり、

(1) ラポールの運営目的を理解し、運営に協力的に参画すること

(2) ブログやSNS等でのイベント参加報告などにできる限り協力すること

(3) 当日の無連絡キャンセルはしないよう努力し、キャンセル料が発生している時期のキャンセルについてはマナーを守ってキャンセル料を支払うこと

(4) 会の雰囲気を守るため、会員間の誹謗中傷などを行わないこと

(5) その他、根拠なく運営本部の名誉棄損になるような情報発信をしないこと

2. 前号の誓約を確認の上、入会審査は事務局が行うものとする。

(入会金及び月会費)

第12条 入会金及び月会費は不要とする。

(参加費及び参加申し込み)

第13条 ラポール会員は、交流食事会ごとに設定した参加費を支払うことでイベントに参加が可能となる。

2. ラポール会員は、参加申し込みに必要な氏名・連絡先等を事務局の求めに応じて連絡しなくてはならない。

(退会)

第14条 ラポール会員が自らの意思により退会を申し出た場合は、理由は問わずに退会を承認する。その場合、自ら Facebook グループを退会するか、事務局に削除を依頼するものとする。

(強制退会)

第15条 ラポール会員が以下の事項のいずれかに該当した場合は、NPO法人ビタショコの信用を保持する目的において、事務局の専断により直ちに強制退会を命じる。

(1) 本規約第11条に定める誓約事項に違反する等の行為で、事務局の信頼を著しく損なったとき。

(2) ラポール会員及びビタショコメンバー(以下、「会員等」という。)よりクレームの訴えが事務局に届き、その内容がNPO法人ビタショコの信用度保持及び会員等の利益保持を著しく害すると判断できるとき。

(3) 会員等またはNPO法人ビタショコの取引先企業、正会員、賛助会員その他ビタショコの信用に影響を及ぼす企業や個人より、信用度保持及び会員等の利益保持を著しく害すると

判断できるとき、または、損害賠償請求を含む訴訟を起こされたとき。

2. 前項第1号及び第2号に該当する場合、事務局は本人より事情聴取するなど客観的事実に基づき強制退会の決断を行うが、原則、NPO法人ビタショコの信用を維持するために行う権利の行使であるため、事務局の決定にラポール会員は従うものとする。
3. 本条第1項第3号に該当する場合、その法的かつ客観的事実に基づき、本人より事情聴取等せずに強制退会処分とする。
4. 強制退会させた時より、ビタショコ独自 SNS の利用及び Facebook 等のグループ参画も禁止とする。

(紛争の解決)

第16条 ラポール会員と事務局及びその他の紛争に関しては、話し合いの場を設けて適切に処理する。準拠法は日本法とし、この規約に関連してラポール会員と事務局との間で生じた紛争については、名古屋地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

(規約の改正)

第17条 この規約は事務局の決議によって改正することができる。

(その他)

第18条 その他、この規約に定めないことは日本法各種法令に基づき、適切に判断し行うものとする。

附則

この規約は平成26年4月1日より施行する。